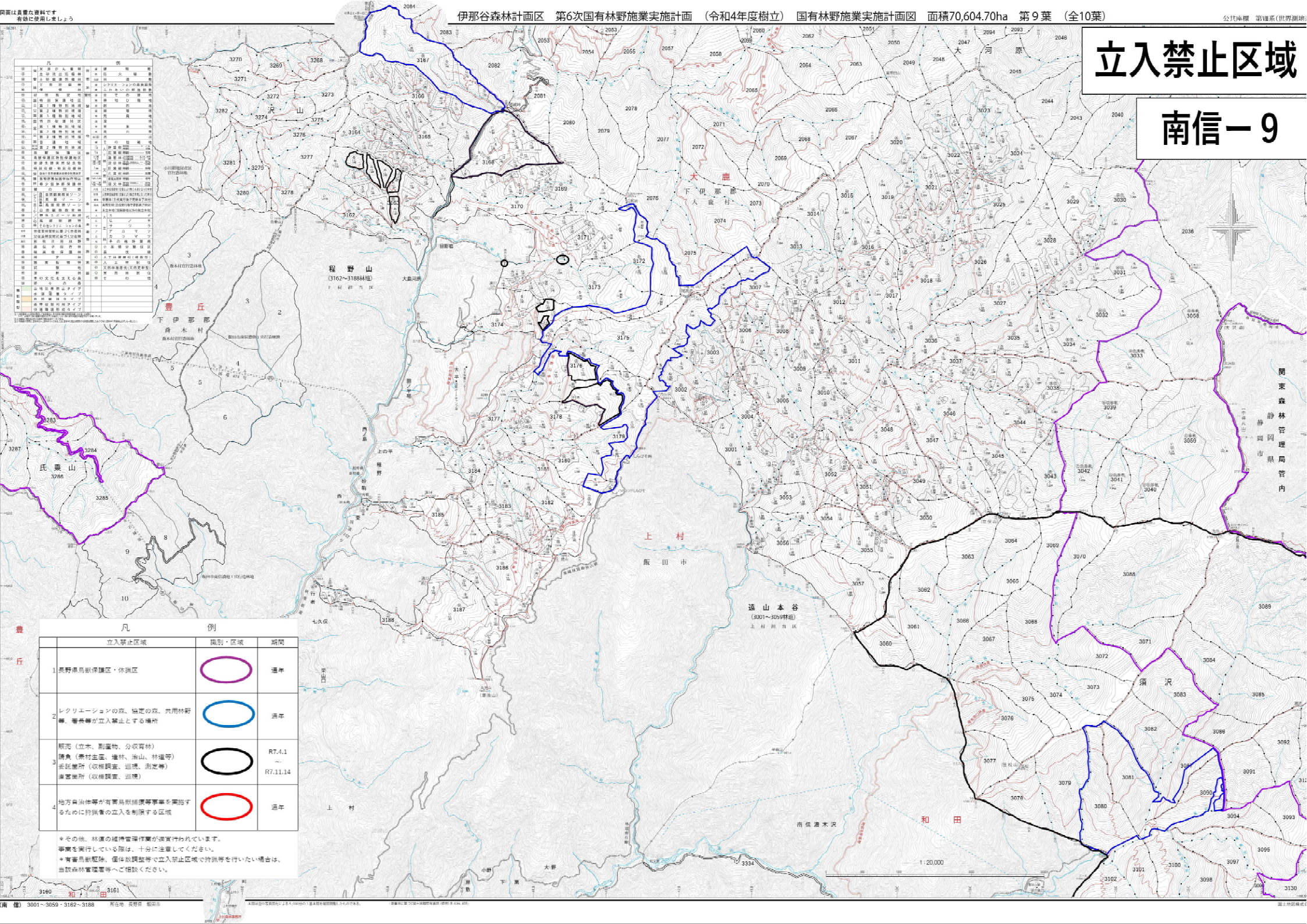


立入禁止区域

南信一9



凡	例
1 長野県鳥獣保護区・休猟区	○
2 レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、審判等が立入禁止とする場所	○
3 断尾(立木、副産物、分収育林) 調査(養材主産、造林、治山、林道等) 委託箇所(収獲調査、巡視、測定等) 調査箇所(収獲調査、巡視)	○
4 地方自治体等が有害鳥獣被害等対策を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	○

鳥
丘

凡	例	
立入禁止区域	識別・区域	期間
1 長野県鳥獣保護区・休猟区		通年
2 レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、審判等が立入禁止とする場所		通年
3 断尾(立木、副産物、分収育林) 調査(養材主産、造林、治山、林道等) 委託箇所(収獲調査、巡視、測定等) 調査箇所(収獲調査、巡視)		R7.4.1 ～ R7.11.14
4 地方自治体等が有害鳥獣被害等対策を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		通年

*その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。

事業を実施している際は、十分に注意してください。

*有害鳥獣駆除、傷体取調等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、当該森林官署等へご相談ください。